

福島県農業経営負担軽減支援資金利子補給事務電算処理要領

(平成13年7月1日付け13農経第371号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 平成26年4月1日付け26農支第417号福島県農林水産部長通知)

第1 目的

この要領は、福島県農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成13年7月1日付け13農経第371号。以下「融通措置要綱」という。）に定める農業経営負担軽減支援資金の利子補給事務等の電算処理の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、この要領に定めのない事項については、融通措置要綱及び福島県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（平成13年7月1日付け13農経第371号農林水産部長通知。以下「利子補給要綱」という。）に定めるところによるものとする。

第2 電算処理の対象となる融資機関

電算処理の対象となる融資機関は、貸付部門が農協系統オンラインシステムに加入している農業協同組合（以下「オンライン農協」という。）とする。

第3 電算処理する事務の範囲

電算処理する事務の範囲は、利子補給金交付事務及び各種報告管理資料作成事務のうち別表に掲げる出力帳票の作成とする。

また、その電算処理は、(株)福島県農協電算センター（以下「電算センター」という。）に委託して行わせるものとする。

第4 報告等の提出

オンライン農協は、融通措置要綱第5の2に規定する融資残高移動報告書（様式第5号）、利子補給要綱第10条に規定する利子補給金請求書（様式第8号）並びに利子補給金計算明細表（様式第9号）及び第11条に規定する特例移動報告書（様式第10号）の提出を電算処理により省略することができる。

ただし、利子補給要綱第7条に規定する貸付状況報告書（様式第4号）については、省略することはできない。

第5 貸付条件等の統一

貸付条件等については、融通措置要綱第2の4の規定によるものとする。

ただし、約定償還以外の償還に関する償還額の単位については、融通措置要綱第2の4の(4)のウの規定にかかわらず、千円未満の償還額を認めるものとする。

第6 個人貸付台帳の電算処理

- 1 電算センターは、農協系統オンラインシステムのデータ（以下「オンラインデータ」という。）を加工処理し、個人貸付台帳（様式第11号）を、3月、6月、9月、12月の末日を基準日としてそれぞれ3部作成し、各月の翌月の10日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、1の帳票を受領したときは、速やかに農林事務所及びオンライン農協に各1部送付する。
- 3 農林事務所及びオンライン農協は、2により帳票を受領した場合は、内容を確認の上、農業経済課に事実との相違の有無及びその原因等について速やかに報告するものとする。
- 4 農業経済課は、3の報告により事実との相違が認められた場合は、当該オンライン農協に必要な措置を講じさせるものとする。
- 5 オンライン農協は、4の処理を完了した場合には、速やかに農業経済課に報告しなければならない。

第7 利子補給計算明細表の電算処理

- 1 電算センターは、オンラインデータを加工処理して利子補給金の計算を行い、利子補給金計算明細書（様式第12号）を、上期（1月1日から6月30日）又は下期（7月1日から12月31日）の末日を基準日としてそれぞれ3部作成し、上期のものにあつては7月10日まで、下期のものにあつては翌年の1月10日までに農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、1の帳票を受領したときは、速やかに農林事務所及びオンライン農協に各1部送付するものとする。
- 3 農林事務所及びオンライン農協は、2により送付された帳票については、第6の3、4及び5に準じて処理するものとする。

第8 管理資料の作成

- 1 電算センターは、オンラインデータの加工処理により利子補給金計算明細書（5月又は10月末日基準日のもの。）、約定残高移動報告書（様式第13号）及び取引状況報告書（様式第14号）を作成し、別表により農業経済課に送付する。
- 2 農業経済課は、1の帳票を受領したときは、取引状況報告書については農林事務所に1部送付するものとし、その他の帳票については必要に応じ関係機関に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

出力帳票一覧表

出力帳票名	様式番号	基準日	出力時期	作成機関	出力部数
個人貸付台帳	1 1 号	3、6、9 12月の末日	翌月10日	(株)農協電算 センター	3部
利子補給金計算 明細書	1 2 号	6月末日	〃	〃	3部
		12月末日	〃	〃	〃
		5月末日 10月末日	〃	〃	1部
約定残高移動 報告書	1 3 号	3月末日	〃	〃	1部
取引状況報告書	1 4 号	5、6、11 12月の末日	〃	〃	3部

※出力部数1部の場合は農業経済課、3部の場合は農業経済課、農林事務所、
融資機関